住宅用家屋証明書 必要書類チェックリスト

主宅用家屋証明書 必要書類チェックリスト					手数料:1,300円		
	(イ)-A·C·E 第41条(新築)	(	イ)-B·D·F 第41条(未使用取得)		(口) 第42条第1項(既存)		
	※上記4項目のうち、どれか1項目		※上記4項目のうち、どれか1項目		「登記事項証明書(全部事項証明書)」		
	「登記事項証明書(全部事項証明書)」		「登記事項証明書(全部事項証明書)」				
	「登記完了証(電子申請)」		「登記完了証(電子申請)」				
	「登記完了証(書面申請)」及び「登記申請書(受領証)」		「登記完了証(書面申請)」及び「登記申請書(受領証)」				
	「確認済証」及び「検査済証」		「確認済証」及び「検査済証」				
	「住民票の写し」 ※申請者全員のもの		「住民票の写し」 ※申請者全員のもの		「住民票の写し」 ※申請者全員のもの		
			<取得年月日が確認できる書類>		<取得年月日が確認できる書類>		
			売買の場合・・・「契約書」「売渡証書」など		売買の場合・・・「契約書」「売渡証書」など		
			競落の場合・・・「代金納付期限通知書」		競落の場合・・・「代金納付期限通知書」		
			「家屋未使用証明書」 ※宅建業者発行のもの				
以下2つは、該当がある場合		以下2つは、該当がある場合		以下2つは、該当がある場合			
	【認定長期優良・低炭素住宅 (イ)ーC・E】		<認定長期優良・低炭素住宅 (イ)-D・F>		<新築後、木造20年、耐火構造25年超の建物>		
	「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」		「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」		「耐震適合証明」又は「住宅性能評価の写し」		
	※変更がある場合は、変更申請に係るもの		※変更がある場合は、変更申請に係るもの		※取得前2年以内に発行のもの		
	【住民票が他市町村(入居前)の申請】		<住民票が他市町村(入居前)の申請>		<住民票が他市町村(入居前)の申請>		
Ш	「未入居申立書」 ※確認書類を含む		「未入居申立書」 ※確認書類を含む	Ľ	「未入居申立書」 ※確認書類を含む		
	以下3つは、特に該当がある場合		以下3つは、特に該当がある場合		以下3つは、特に該当がある場合		
	【登記上、居宅のほか店舗などとの併用住宅】		<登記上、居宅のほか店舗などとの併用住宅>		<登記上、居宅のほか店舗などとの併用住宅>		
	「床面積が確認できる図面(平面図)」など		「床面積が確認できる図面(平面図)」など		「床面積が確認できる図面(平面図)」など		
	※住居床面積が90%超であることが必須		※住居床面積が90%超であることが必須		※住居床面積が90%超であることが必須		
	【区分所有の建物(分譲マンション)】		<区分所有の建物(分譲マンション)>		<区分所有の建物(分譲マンション)>		
	「耐火構造又は準耐火構造が確認できる書類」		「耐火構造又は準耐火構造が確認できる書類」		「耐火構造又は準耐火構造が確認できる書類」		
	又は「低層集合住宅に該当する旨の認定書」		又は「低層集合住宅に該当する旨の認定書」		又は「低層集合住宅に該当する旨の認定書」		
	【抵当権設定登記(当該建物取得に係る)】		<抵当権設定登記(当該建物取得に係る)>		<抵当権設定登記(当該建物取得に係る)>		
	「金銭消費契約書」「債務保証契約書」など		「金銭消費契約書」「債務保証契約書」など		「金銭消費契約書」「債務保証契約書」など		

家屋調査において提供を求める書類【新築、未使用取得で調査をしていない場合】

「建築確認申請書」	第一面から第五面まで	
「各階平面図」及び「立面図」	部屋の配置、建物の外観が分かるもの	ーつのファイルになっていることが多い。 最低限「各階平面図」と「立面図」は必要
「設計概要」「矩計図」「仕上表」その他の書類・図面	建物、部屋のより詳細な仕上げが分かるもの	